

第4号議案

<p>件名</p>	<p>栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p>
<p>提案理由等</p>	<p>栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の改定に伴い、所要の改正をするものである。</p>

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正について

教育委員会事務局教育政策課

1 改正の趣旨

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の改定等に伴い、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

(1) 教員特殊業務手当 部活動指導手当の額の改正

2,700円→3,900円

(2) 教育業務連絡指導手当を支給する対象校種に中等教育学校を追加

(3) 教育業務連絡指導手当の支給を受ける者の範囲の拡大

主任手当に青葉高等学校の学年主任を含める。

(4) 夜間学級担当手当の新設

1,500円以内で、職の級に応じ額を定める。

3 施行期日

令和8（2026）年4月1日から施行する。

○栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月 日

栃木県教育委員会教育長 中 村 千 浩

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第11条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第13条第1項第4号の業務（当該業務に従事した時数が3以上の場合に限る。） <u>3,900円</u></p> <p>（教育業務連絡指導手当の支給を受ける者の範囲）</p> <p>第12条 条例第14条第1項の教育委員会が定める主任等は、次の表に掲げるものとする。ただし、3学級未満の学校（義務教育学校及び中等教育学校にあっては、その課程）に置かれる生徒指導主事、進路指導主事（中学校、義務教育学校の後期課程、<u>中等教育学校の前期課程</u>及び特別支援学校の中学部に置かれるものを除く。）、学科主任、農場長及び寮務主任、同学年の児童又は生徒で編制する学級の数3未満の学年に置かれる学年主任並びに6学級未満の学校（義務教育学校及び<u>中等教育学校</u>にあっては、その課程）に置かれる進路指導主事（中学校、義務教育学校の後期課程、<u>中等教育学校の前期課程</u>及び特別支援学校の中学部に置かれるものに限る。）、学習指導主任、児童指導主任及び保健体育主事を除く。</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第11条 教員特殊業務手当の額は、業務に従事した日1日につき次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第13条第1項第4号の業務（当該業務に従事した時数が3以上の場合に限る。） <u>2,700円</u></p> <p>（教育業務連絡指導手当の支給を受ける者の範囲）</p> <p>第12条 条例第14条第1項の教育委員会が定める主任等は、次の表に掲げるものとする。ただし、3学級未満の学校（義務教育学校_____にあっては、その課程）に置かれる生徒指導主事、進路指導主事（中学校、義務教育学校の後期課程_____及び特別支援学校の中学部に置かれるものを除く。）、学科主任、農場長及び寮務主任、同学年の児童又は生徒で編制する学級の数3未満の学年に置かれる学年主任並びに6学級未満の学校（義務教育学校_____にあっては、その課程）に置かれる進路指導主事（中学校、義務教育学校の後期課程_____及び特別支援学校の中学部に置かれるものに限る。）、学習指導主任、児童指導主任及び保健体育主事を除く。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">学 校</th> <th style="width: 70%;">主 任 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校（義務教育学校の後期課程及び<u>中等教育学校の前期課程</u>を含む。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>高等学校（<u>中等教育学校の後期課程</u>を含む。）</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学 校	主 任 等	略		中学校（義務教育学校の後期課程及び <u>中等教育学校の前期課程</u> を含む。）	略	高等学校（ <u>中等教育学校の後期課程</u> を含む。）	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">学 校</th> <th style="width: 70%;">主 任 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中学校（義務教育学校の後期課程_____を含む。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>高等学校_____</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学 校	主 任 等	略		中学校（義務教育学校の後期課程_____を含む。）	略	高等学校_____	略
学 校	主 任 等																
略																	
中学校（義務教育学校の後期課程及び <u>中等教育学校の前期課程</u> を含む。）	略																
高等学校（ <u>中等教育学校の後期課程</u> を含む。）	略																
学 校	主 任 等																
略																	
中学校（義務教育学校の後期課程_____を含む。）	略																
高等学校_____	略																

